香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市条例第２７号

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例（平成２８年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「基づき」を「より」に改める。

第３条第１項中「の各号」を削り、同項第１号中「白鳳台」を「関屋白鳳台」に改め、同項第２号中「旭ケ丘」を「旭ケ丘高山台」に改め、同項中第５号を削り、第６号を第５号とし、同項に次の１号を加える。

(6) 香芝市スポーツ公園シャトルバス

第５条に次のただし書を加える。

ただし、利用者が１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者であって規則で定めるものであるときは、使用料は無料とする。

第６条中「使用料」の次に「（１日乗車券及び１か月定期券の使用料を除く。）」を加える。

第７条ただし書及び第１０条中「責」を「責め」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第５条関係）

区分	使用料
１乗車	１００円
１日乗車券	２００円
１か月定期券	３，０００円

附　則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第３条第１項の改正規定（同項に１号を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。